9月 定例会のあらまし

平成30年9月定例会は9月5日から12日まで8日間にわたって開かれました。

町長提案の議案9件を審議し、全て原案のとおり可決しました。（2～4㌻）

29年度決算8件は、決算特別委員会を設置して9月11日と12日の2日間にわたって集中的に審議し、全て原案のとおり認定しました。（5～9㌻）

一般質問では8人の議員が登壇し、活発な議論が行われました。（10～18㌻）

定例会の議案審議や一般質問での質疑全文を記録した会議録は、12月下旬ころから、議会ホームページ、図書館（はぴね）で閲覧可能となる予定です。

指定管理者制度導入へ

町営住宅に関する条例の一部改正を可決

町営住宅の管理運営に関し指定管理者を導入することから関係条例の改正が提案され、全員賛成で可決しました。

■改正の概要

「町営住宅の設置及び管理等に関する条例」に次の３条を加えるものです。

- 指定管理者による管理
- 指定管理者の業務
- 指定管理者による管理の基準

■質疑応答

問　指定管理をする団体は既存の団体なのか。それとも新たに法人化等がなされ、その上で管理する団体となるのか。

芳賀建築住宅課長　反社会的団体ではなく、国税、地方税の滞納がなく、管理運営を円滑に遂行できる健全な財務能力がある団体であれば応募はできる。

問　指定管理は町内の全ての住宅をまとめて行うのか。それとも個別という形になるのか。

建築住宅課長　既存の町営住宅と災害公営住宅、町内全部の町営住宅である。

問　維持管理についてはいつも問題となり、破損の大小で結構もめている。基準を曖昧にするとトラブルが起きる。その辺の対応はできるのか。

建築住宅課長　他市町村の例を見ると、軽微な修繕については管理料の中で対応してもらい、大規模なものについては協議の上で、ということになる。曖昧にならないように努めていきたい。

問　個人情報に関することは業者任せでいいのか。ある程度は業者が把握していてもいいが、その都度町が管理できるような体制を取っておかなければ、トラブルのもとになると思う。

建築住宅課長　個人情報の対応については、指定管理者の業務仕様書において縛りをかけており、十分な管理をしていきたいと考えている。

問　家賃徴収業務について、多かれ少なかれ現時点でも家賃滞納がある。この業務までも指定管理者に任せるのか。

建築住宅課長　指定管理者に一方的に業務をやらせるというものではなく、協議した上で対応していく。

問　徴収業務については明文化するなどの改善の余地はあるのか。

建築住宅課長　業者選定次第、綿密な打ち合わせをし検討していきたい。